

『銀行業務検定試験 法務3級直前整理 70 2026年度版』  
誤記のお詫びと訂正のお願い

標記書籍におきまして、内容の一部に誤りがありました。誠に申し訳ございません。  
お詫びして下記のとおり訂正いたします。

## 記

## ◆11頁・17～23行目の下線部を訂正（預金者保護法5条関係）

以上の原則に対して、当該払戻しについて、①預金者の過失、②銀行の善意・無過失、を銀行が証明したときは補てん金額は4分の3に減額されます（同条2項ただし書）。

しかし、①預金者の故意・重大な過失、②不正な払い戻しでないこと、③当該払戻しが預金者の配偶者、2親等内の親族、同居の親族その他の同居人または家事使用人により行われたこと、④預金者が銀行への説明において重要な事項について偽りの説明を行ったことおよび銀行が善意・無過失であることを銀行が証明した場合、には銀行は補てん責任を負いません（同条2項本文・3項1号）。

以 上